

令和7年度 第7回教育本部理事会

令和7年(2025年)5月29日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">530 公認スキーパトロール検定規程</p> <p>(趣 旨) 第1条 本規程は、公認スキーパトロール検定会(以下「検定会」という。)に関する必要な事項を定める。</p> <p>(目 的) 第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを認定することを目的とする。</p> <p>(年 度) 第3条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(実 施) 第4条 検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周 知) 第5条 検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員) 第6条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。 (1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 (2) 主任検定員は、スキーパトロール資格が有効な本連盟の安全対策専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者 (3) 検定員は、<u>スキーパトロール資格が有効な本連盟の安全対策専門委員・スキーパトロール技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者</u></p> <p>(会 期) 第7条 検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。</p> <p>(会場・回数) 第8条 検定会の会場は、1会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。</p> <p>(受検資格) 第9条 検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">530 公認スキーパトロール検定規程</p> <p>(趣 旨) 第1条 本規程は、公認スキーパトロール検定会(以下「検定会」という。)に関する必要な事項を定める。</p> <p>(目 的) 第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを認定することを目的とする。</p> <p>(年 度) 第3条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>(実 施) 第4条 検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周 知) 第5条 検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(責任者・検定員) 第6条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。 (1) 責任者は、本連盟の理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者 (2) 主任検定員は、スキーパトロール資格が有効な本連盟の安全対策専門委員の中から、本連盟教育本部長が委嘱した者 (3) <u>スキーの検定員は、スキーパトロール、スキー指導者資格及びスキー検定員資格が有効な本連盟安全対策専門委員・スキーパトロール技術員の中から、本連盟教育本部長が委嘱した者</u> (4) <u>スノーボードの検定員は、スキーパトロール、スノーボード指導者資格及びスノーボード検定員資格が有効な本連盟安全対策専門委員・スキーパトロール技術員の中から、本連盟教育本部長が委嘱した者</u> (5) <u>検定員は、上記(3)、(4)の要件を満たす3名以上で構成する</u></p> <p>(会 期) 第7条 検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。</p> <p>(会場・回数) 第8条 検定会の会場は、1会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。同一年度内の受検は、1回限りとし、受検者は、各検定会場の内、1会場に限り受検することができる。<u>また、会場が複数の場合、スノーボードの受検会場の指定をすることができる。</u></p> <p>(受検資格) 第9条 検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。</p>	<p>パトロール検定にスノーボード追加に伴い、検定員の要件をスキーとスノーボードに分けて明記</p> <p>検定員数を明記</p> <p>検定会場が複数の場合、スノーボードの受検会場の指定について文言を追加</p>

<p>(1) 受検する年度の4月1日時点で20歳以上</p> <p>(2) 受検する年度の受検申込期限までに、スキー級別テスト1級(スキープライズテストを含む。)に合格した者又はスキー準指導員以上の資格が有効な者</p> <p>(3) 赤十字救急員認定証の交付を受けているか、<u>救急I課程修了者(消防学校において、135時間以上の教育を受けた者)、医師・看護師・准看護師又は、救急救命士の資格を有すること</u></p> <p>(4) 加盟団体が実施するスキーパトロール養成講習会を検定会までに修了し、養成講習修了証または所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする (合格者の手続)</p> <p>第10条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。 (結果の報告及び発表)</p> <p>第11条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (検定基準)</p> <p>第12条 検定基準は、別にこれを定める。 (規程の改廃)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和61年8月 改訂 昭和63年5月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成8年10月15日 改正 平成12年9月20日 改正 平成18年11月1日 改正 平成20年6月25日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成28年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年11月6日 改正 令和5年7月5日 改正</p>	<p>(1) 受検する年度の4月1日時点で20歳以上</p> <p>(2) 受検する年度の受検申込期限までに、スキー級別テスト1級(スキープライズテストを含む。)、<u>スノーボード級別テスト1級(スノーボードプライズテストを含む。)</u>に合格した者又はスキー準指導員以上、<u>スノーボード準指導員以上</u>の資格が有効な者</p> <p>(3) 赤十字救急員認定証の交付を受け、<u>検定会までに赤十字救急員認定証の提出ができる者、又は専科教育救急科修了者(消防学校において、250時間以上の教育を受けた者)で、検定会までに修了証の提出ができる者、又は医師・歯科医師・看護師・准看護師、救急救命士の資格を有し、検定会申込時に免許状の提出ができる者</u></p> <p>(4) 加盟団体が実施するスキーパトロール養成講習会を検定会までに修了し、養成講習修了証または所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする (合格者の手続)</p> <p>第10条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。 (結果の報告及び発表)</p> <p>第11条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。 (検定基準)</p> <p>第12条 検定基準は、別にこれを定める。 (規程の改廃)</p> <p>第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和61年8月 改訂 昭和63年5月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成8年10月15日 改正 平成12年9月20日 改正 平成18年11月1日 改正 平成20年6月25日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成28年7月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和2年11月6日 改正 令和5年7月5日 改正 <u>令和7年5月29日 改正</u></p>	<p>受検資格(級別テスト等)にスノーボードの文言を追加</p> <p>消防組織法(第51条 消防学校等)の規定に基づき、名称、単位時間数の変更により文言等修正と整理</p> <p>「歯科医師」を追加</p>
--	--	--